

第2章 公的年金制度の概要

1 公的年金の制度体系

(1) 国民皆年金

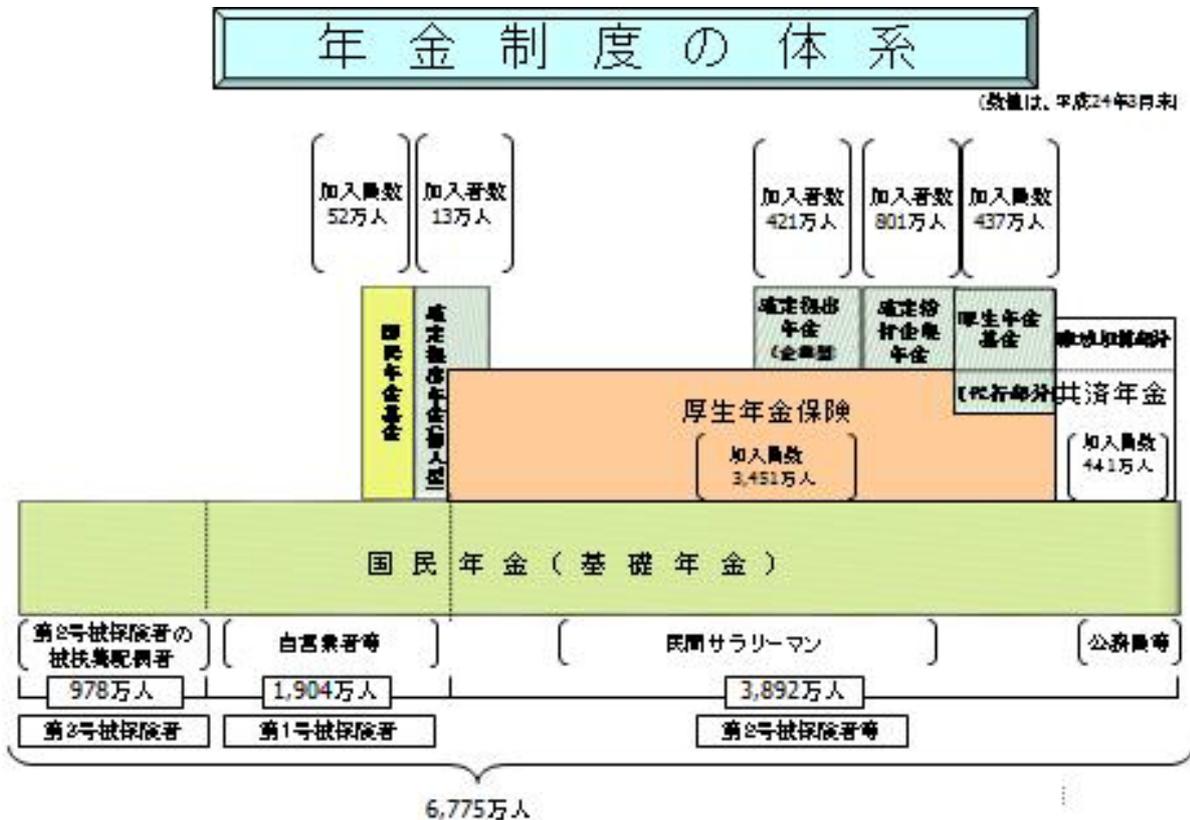
公的年金の特色の一つは、全ての国民が職業や所得などにかかわらず、公的年金の対象となる「国民皆年金」の制度を採用していることです。このような制度は、昭和36年に国民年金制度の適用が始まったことにより整備されました。

その後、昭和61年の制度改正により、国民年金を全国民共通の基礎年金とする制度が導入されました。

この結果、現在では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて定額の基礎年金の支給を受けます。これに加え、会社員は厚生年金、公務員等は共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じた報酬比例年金を受けることとなります（平成27年10月以降、共済年金は厚生年金に統合されます）。

(2) 「2階建て」の制度体系

<図表2-1>



※第2号被保険者等は、被扶養者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で看護又は介護を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）
 ※共済年金は、平成27年10月以降、厚生年金保険に統一されます。

<図表 2 - 2> 公的年金制度一覧

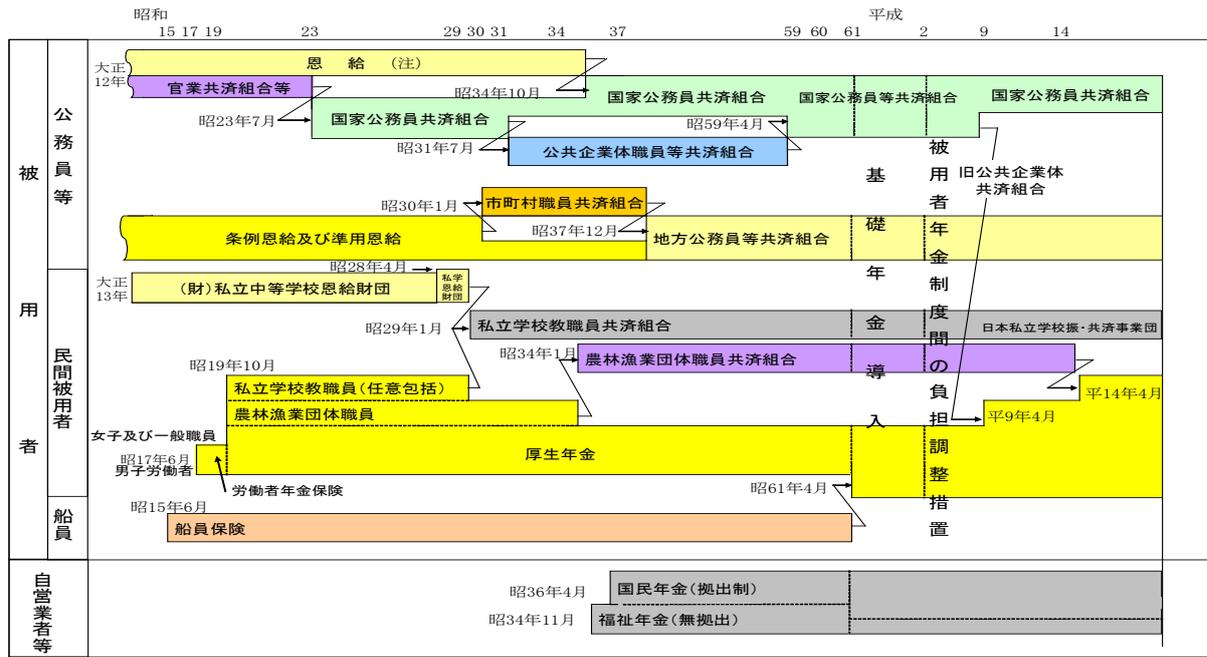
○国民年金制度										(平成23年度末(平成24年3月末)現在)	
区 分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]		積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成24年9月)	老齢基礎年金 支給開始年齢	
	万人	万人		万円	兆円	兆円	兆円		円		
第1号被保険者	1,904				3.4	7.7	[7.9]	5.2 [5.2]	14,980		
第2号被保険者	3,790	2,864	2.33	5.8						65歳	
第3号被保険者	978				-	-	-	-	-		
合 計	6,673										
(備考) 公的年金加入者合計	6,775										

(注) 1. 上記には、老齢福祉年金(受給者数0.3万人)を含まない。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給者数は、老齢基礎年金受給者数に、旧国民年金法による老齢年金受給者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給者数に係る平均年金月額である。なお、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給者および旧国民年金法による老齢年金受給者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.5万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの収入を控除し基礎年金勘定への繰入を加えた額である。
 6. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度										(平成23年度末(平成24年3月末)現在)	
区 分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給者数 (本給・遺年給) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (本給・遺年給) (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]		積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成24年9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成24年度)	
	万人	万人		万円	兆円	兆円	兆円		%		
厚生年金保険	3,451	1,484	2.33	16.1	37.7	108.5	[111.5]	3.9 [3.9]	16.766	報酬比例部分	
国家公務員共済組合	106	70	1.52	21.4	2.1	7.9	[7.9]	5.8 [5.7]	16.216	一般男子・女子 60歳	
地方公務員共済組合	286	194	1.47	22.1	5.8	37.7	[36.4]	9.7 [9.3]	16.216	坑内員・船員 59歳	
私立学校教職員共済	49	12	4.09	20.9	0.5	3.4	[3.4]	8.7 [8.6]	13.292	定額部分	
合 計	3,892	1,760	2.21	16.9	46.1	157.6	[159.2]	4.7 [4.7]		一般男子・共済女子64歳	

(注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給者数に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含まないものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているか定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えた額である。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、17.192%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

<図表 2 - 3> 公的年金制度の沿革



(注) 明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

<図表 2 - 4> 主な年金制度改正の経緯

制度の創成	昭和17 (1942) 年	労働者年金保険法の発足
	昭和19 (1944) 年	厚生年金保険法に改称
	昭和29 (1954) 年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36 (1961) 年	国民年金法の全面施行 (国民皆年金)
制度の充実	昭和40 (1965) 年	1万円年金
	昭和44 (1969) 年	2万円年金
	昭和48 (1973) 年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への対応	昭和61 (1986) 年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2 (1990) 年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6 (1994) 年	厚生年金 (定額部分) 支給開始年齢の引上げ等
	平成 9 (1997) 年	三共済 (J R 共済・J T 共済・N T T 共済) を厚生年金に統合
	平成12 (2000) 年	厚生年金の給付水準の5%適正化や裁定後の年金額の改定方法の見直し (賃金スライドから物価スライドへ)、厚生年金 (報酬比例部分) の支給開始年齢引上げ等
	平成14 (2002) 年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16 (2004) 年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引き上げ、有限均衡方式
	平成21 (2009) 年	基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24 (2012) 年	社会保障・税一体改革 基礎年金国庫負担割合2分の1の維持

2 公的年金の給付金額

<図表 2 - 5> 平成25年10月～平成26年 3月 年金額一覧

[] 内は月額換算した額

		平成25年10月～平成26年 3月	
【国民年金】			
老齢基礎年金		778,500	[64,875]
障害基礎年金(1級)		973,100	[81,091]
(2級)		778,500	[64,875]
遺族基礎年金(子1人)		1,002,500	[83,541]
基本		778,500	[64,875]
加算		224,000	[18,666]
旧法			
5年年金		402,500	[33,541]
10年年金		472,900	[39,408]
障害年金(1級)		973,100	[81,091]
(2級)		778,500	[64,875]
母子年金(子1人)		1,002,500	[83,541]
基本		778,500	[64,875]
母子加算		224,000	[18,666]
老齢福祉年金		398,800	[33,233]
【厚生年金】			
標準的な年金額※		2,743,100	[228,591]
旧法 障害年金			
(最低保障額)		778,500	[64,875]
旧法 遺族年金			
(2子・最低保障額)		1,487,800	[123,983]
基本		778,500	[64,875]
寡婦加算		261,300	[21,775]
加給		448,000	[37,333]

※ 夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準。

※ 平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）」(P48)の規定に基づき、平成25年10月から平成26年3月までの年金額は1.0%の引下げとなった。

<図表 2 - 6> 近年の物価スライドの経緯

年度(平成)	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
全国消費者物価指数対前年比(%)	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	0.0	△0.3	0.3	0.0	1.4	△1.4	△0.7	△0.3	0.0	-
スライド率(%)	0.0	0.0	0.0	△0.9	△0.3	0.0	△0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	△0.4	△0.3	0.0

物価スライド特例措置

(※)特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるという仕組みで改定されます。

- 平成25年度現在、実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている（特例水準の年金額）。この特例水準を平成25年10月から27年にかけて解消することになっています。

3 公的年金の財政

公的年金の財源は、保険料のほかに積立金の運用収入と国庫負担（税財源）があり、これらによって年金給付などの支出を賄っています。

特に、全国民共通の基礎年金については、毎年度の給付費を国民年金・厚生年金・共済年金の各制度が加入者数に応じて公平に負担する拠出金と国庫負担によって賄う仕組みとなっています。

このような公的年金の財政については、平成16年の年金制度改正までは、少なくとも5年に一度行われる**財政再計算**によって、長期的な収支を見通した上でその均衡を図り、必要な給付と負担の見直しを行ってきました。

平成16年の年金制度改正では、このような従来の財政運営方法をやめて、まず将来の保険料水準の上限を設定し、基礎年金に対する国庫負担の引き上げと合わせて、その収入の範囲内で給付水準を調整し、一定期間（おおむね100年間）において財政の均衡を図ることになりました。

この新たな仕組みの下では、従来の財政再計算に代わり、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて財政状況を検証し、「財政の現況および見通し」を作成することとされています（**財政検証**）。

<図表2-7> 公的年金全体の資金の流れ

公的年金全体の資金の流れ

